

(様式第1号)

平成28年度 第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成28年10月4日(火) 14:30~16:10
場 所	芦屋市環境処理センター 1階 会議室
出席者	会 長：井上 尚之 副 会 長：千田 眞喜子 委 員：住友 英子, 武内 達明, 樋口 勝紀, 田中 隆, 大永 順一, 吉田 直久, 北村 佳子, 空田 和具, 藤田 芳子, 小笠原 清隆, 小林 奈保子, 山本 竜一, 山城 勝 事 務 局：北川市民生活部長, 北村環境施設課長, 藪田環境施設担当課長, 大上収集事業課長, 東山環境施設課係長, 尾川環境施設課係長, 山中環境施設課主査, 井上環境施設課係員 オブザーバー：(株) 日建技術コンサルタント 堀, 和田, 土居
事務局	市民生活部 環境施設課
会議の公開	■公開
傍聴者数	14人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 連絡事項
- (3) 議題
 - ・芦屋市一般廃棄物処理基本計画について
- (4) 報告事項
 - ・パイプライン施設について
 - ・その他
- (5) 施設見学
- (6) その他
- (7) 閉会

2 提出資料

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 基本計画(素案)

- (4) 資料 1 予測値
- (5) 資料 2 目標値設定
- (6) 資料 3 市民アンケート
- (7) 資料 4 事業者アンケート
- (8) 資料 5 事業者訪問調査
- (9) 資料 6 意見・提案集約一覧表
- (10) 資料 7 人口推計と高齢割合とごみ収集量

3 審議経過

(事務局 東山)

お待たせいたしました。そうしましたら定刻となりましたので。はじめさせていただきますと思います。

ただいまから、平成 28 年度第 2 回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。私は、本日司会進行いたします。市民生活部環境施設課の東山と申します。よろしくお願い致します。

前回の第 1 回審議会で委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきましたが、コープ神戸の寺田様が異動になりましたので、後任の小林様に委嘱状を交付させていただきます。本来であれば市長から委嘱状をお渡しするところではございますけれども、公務の都合によりまして市長の代理ということで、市民生活部長の北川から交付させていただきます。

—委嘱状交付—

(事務局 東山)

小林様一言お願いできたらと思います。

(小林委員)

小林奈保子と申します。9 月 23 日よりコープ芦屋浜店に店長に着任をいたしました。まだ店長として 10 日あまりです。そういうこともありまして、前任の寺田に代わりまして今後ともよろしくお願い致します。

(事務局 東山)

ありがとうございました。

次に本日の議題であります、芦屋市一般廃棄物処理基本計画、ごみ処理基本計画の策定にあたりまして、前回同様、今回も引き続き株式会社日建技術コンサルタントの方にも来ていただいておりますのでご紹介いたします。

ーコンサル紹介ー

(事務局 東山)

それでは、お手元の資料のご確認をお願いします。おそれいりますが、座って進行させていただきたいと思います。

まず一枚ものとしまして、会議次第とその裏面、委員の皆様の名簿を載せてございます。そして、分厚いものを素案としまして、タイトルが「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）素案」としております。そして資料1としまして、資料左上に「1. 人口」と書かれたものとなっております。そして資料2としまして、資料左上に「1. 目標値設定の考え方」と書かれたものがございます。そして資料3としまして「芦屋市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に関する市民アンケート結果報告書」になります。そして資料4「芦屋市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定に関する事業者アンケート結果報告書」になります。そして資料5としまして、「芦屋市事業系ごみ排出に関する聞き取り調査結果報告書」となりまして、そして本日配布いたしましたものとしまして二点ございまして、資料6としまして、A3のものになりますが、「第1回審議会における意見・提案書集約結果一覧」。そして資料7としまして前回の審議会において質問いただいておりますので、その質問事項に対する回答資料ということで、資料左上に「人口の推計と高齢人口割合」と書かれたもの、タイトルが「人口の推計と高齢人口割合とごみ収集量」と書かれたものになります。以上となりますけど、揃っておりますでしょうか。お手元にないようであれば今おっしゃっていただければと思います。しばらくお待ちください。

失礼いたしました。それでは井上会長，議事の進行をよろしくお願い致します。

(井上会長)

会長の井上でございます。本日もどうぞよろしくお願い致します。本日は全員来ていただきまして、欠席者ゼロでございますので充実した会議にしたいと思います。それではですね，早速始めさせていただきたいと思います。まず連絡事項をお願い致します。

(事務局 東山)

はい，かしこまりました。それでは，会議の公開についての取り扱いでございますが，本市の「情報公開条例第19条」で，一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き，原則公開としており

ます。この一定の条件とは、同条例第 19 条の第 1 号に「非公開情報が含まれる事項について審議，審査，調査等を行う会議を開催する場合」，第 2 号に「会議を公開することにより，当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」と規定されております。本日の議題につきましては，特に非公開とするものはございませんので公開にすることにしたいと思いますが，皆様よろしいでしょうか。

－拍手－

(事務局 東山)

ありがとうございます。それでは，公開で進めさせていただきます。会議録作成ということもございますので，ここから I C レコーダで録音させていただきます。

委員のみなさまの発言につきましては，お名前の入った会議録としまして，市役所 1 階の行政情報コーナーと本市のホームページによりまして，公開することになりますので，ご了承ください。

次に，会議の傍聴に関することですが，本日は 14 人のかたですね，傍聴希望のかたがいらっしゃると思いますので，お入りいただきたいと思っております。しばらくお待ちください。

－傍聴人入場－

(事務局 東山)

そうしましたら，引き続き始めさせていただきます。傍聴のかた，14 人のかたですね，皆様お座りいただきましたので，会議の成立についての報告に移ります。

会議の成立についてですが，先程委員長からですね，お話いただきましたが，委員 15 人さまいらっしゃるわけで，全員出席ということになっておりますので，この会は成立してございます。引き続きですね，次第 2 の連絡事項について，会のほうは成立してございますので，井上会長よろしく申し上げます。

(井上会長)

そうしますと，着席させていただいて進めたいと思っております。みなさまお持ちのこの次第ですね，まずその次第の連絡事項について，事務局さまから申し上げます。

(事務局 北村)

前回の審議会でご質問をいただいたパイプラインの件でございますが、次第4の報告事項のパイプライン施設について、合わせてご説明したいと思います。

(井上会長)

はい。分かりました。そうしますと次第3ですね、芦屋市一般廃棄物処理基本計画についての事務局さまからお願い致します。

(事務局 北村)

はい。まずはじめに、今回の審議会は新たな芦屋市一般廃棄物処理基本計画の策定に伴い、本計画の目標を達成するための方策として、前回の審議会および幹事会推進本部のみなさまからの意見をいただきまして、内部で集約し、検討を行い、まとめましたので、それについて意見をいただきたいと思っております。それでは資料の中から入っていききたいと思います。

ページをめくっていただいて、目次ですが、前回の審議会は第1章から第4章まで、課題の整理まで行いましたが、大きく追加したところがございますので、そこからピックアップして説明したいと思います。

5ページの計画の進行管理、本計画のPDCAサイクルというのを追加しています。ページをめくっていただいて、6ページ、ごみの処理現況、ごみ処理事業の実施状況の一覧をつけております。

次にページめくっていただいて、8ページの分別区分ですけれども、下の分別区分の表記方法というのがございますが、現在では「燃やさないごみ」となっておりますけれども、本計画では「資源ごみ」として表記しています。そして、「その他燃やさないごみ」は「燃やさないごみ」として表記しております。それと、ページをめくっていただいて、ページ11ですけれども、収集運搬体制別の処理経費というのを追加しています。これは平成22年度から平成27年度までの直営及び委託とパイプラインの収集量を、処理経費等を比較対応できるように表をつけました。この表の数値に関しましては、小数点以下は四捨五入をしております。そしてその下に事業者アンケートの結果という資料がありますが、これは別表に添付している資料4というアンケートをとった結果をここに添付しています。

そしてページを開いていただいて、12ページですけれども、集団回収実績ということで、これも平成22年度から平成27年度までの集団回収の登録団体数、回収量、報奨金等を一覧であげております。この表からいきますと、集団回収の数としては僅かながら上がっているのですが、回収量は減少しております。それとその下に集団回収の市民アンケートの結果という表がありますが、これ

は資料3でアンケートをとりまして、その結果をここであらわしております。

13 ページですけども、これは以前なかったんですけど、処理センターへの持ち込みごみの表記をあらわしております。平成26年度10月から持ち込みごみを始めました、いうことをここに文章であげています。

15 ページですけども、これも以前はなかったんですけども、不燃の設備機器、処理能力とかリストですね、稼働開始というのを今回、掲載しております。そして17 ページですけども、発生するごみの処理フローがございます。これは以前別表でご説明したと思いますけども、本計画の中に差し込んで掲載する予定になっております。

20 ページの有料化導入状況、これも新規で載せております。あとは以前説明しておりました、23 ページ、最終処分量というのがございますが、これも平成22年から平成27年度、処分量を、これ減少傾向にあるんですけど、表にして載せています。24 ページのリサイクル率等、25 ページ、26 ページ、27 ページまで追加しております。ごみ処理の評価も載せています。とびまして、「前計画の評価」は以前からご説明しておりました。とびまして43 ページですけども、「課題の整理」ということで、第4章、これが前計画のまとめということになっております。前回は多少は説明したんですけど、文章をちょっと濃くしまして、掲載するようにしています。

今回審議会で、この目標値の第5章、45 ページからですけども、前回は前計画の目標達成状況でしたが、今回は今後の方策の効果による、今後平成32年度の間目標値、平成38年度における目標値の説明をします。それでは第5章、目標値の設定ですが、まず人口予測という表をつけておりまして、これは総合計画及び住民基本台帳をもとに作成しております。これは平成38年度までの人口の予想を立てております。これは微妙に増加している傾向にあります。これに伴いまして、排出量予測値というのがございますが、生活系ごみは緩やかな減少傾向にありまして、事業系ごみは現況の実績値で推移すると考えられております。そして処理量予測値というのがございますが、これを見ますと、リサイクル率っていうのが棒線グラフ、黄色い棒線ですね、これが平成25年4月から被覆電線、ステンレス屑を、平成27年の2月からは小型家電の選別回収を行った実績がありますので、増加していきませんが、紙資源の収集量や集団回収量がごみの排出量よりも強い傾向で減少しているために、今後は緩やかな減少傾向になると考えられます。

次開いていただいて、47 ページですけども、これが目標値となっております。これは1人1日当たりのごみ排出量というのがございますが、横に②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と③事業系ごみ排出量、これが影響してきますので、平成38年度において31.3%減と考えております。これが1人1日当たりに出るご

みの量が 874.4g となっています。今回、この 47 ページの表ですけど、平成 27 年度から 38 年度までをグラフであらわした表を拡大した表がついていますが、これが今回、審議をいただいて方策を考えて、方策の効果による減量、減少を表しています。それが平成 38 年度は 88.5g 減できるであろうと考えております。同じく 48 ページですけど、これが家庭系ごみの排出量になるのですが、これの 32 年度においては 32.9% 減になりまして、目標値を達成するために平成 38 年度に向けては予測値から 78.1g の減少が必要だということで、これも今後の方策の推進による効果を表しています。同じく、事業系も同じく、これが 38 年度においては 23.2% 減を目指します。そしてごみ量を換算しますと、平成 38 年度には予測値から方策の推移を効果としまして、1,370t 減になるであろうと考えております。

次に 49 ページですけども、ここではですね、集団回収の収集量ですけど、方策の推進による資源化効果を想定しまして、平成 38 年度においては、13.7% 増を目指しています。そして目標値を達成するためには平成 38 年度において予測値が年間 700t の増量が必要になっています。次にリサイクル率ですけども、リサイクル率は方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、38 年度においては 21.1% を目指します。それで今後の方策の推進による効果としましては、平成 38 年度には 5.5% の増加が必要になっています。⑥なんですけども、最終処分量ですが、これも方策による減量及び資源化効果を想定いたしまして、31.0% 減を目指します。それで、方策を推進による効果としまして、38 年度には 771t 減が必要になります。そしてこの目標値を達成するための方策ですが、これが 53 ページになります。そしてこれは、以前の審議会でも意見をいただきまして、その別表になるのですが、資料 6 っていうこの、A 3 の表がございます。それが幹事会、審議会、幹事会、推進本部で意見をいただいてまとめた表になっています。ここからピックアップしまして、整理いたしまして、新規、拡充、継続という形で今回、表にあらわしました。数がありますので、今回は新規と拡充の説明をしたいと思っております。

それでは 53 ページですが、この表の見方をまず説明します。例をあげますと、「マイ食器、マイボトルの利用」というのがございますが、この関連という、縦線ですね、枠は第 3 章における前計画の関連施設を示しています。それで該当していれば該当あり、該当しなければこれは該当していませんので、該当無しという見方をしています。そして分類ですけど、これは以前にも循環型社会の中でサークルがありまして、リデュース、リユース、リサイクルで適応処理という分類でここに表わしています。そしてその施策によつての効果をここに文章で表わしています。凡例としましてはね、下に横棒線、「○」「◎」というのがあるのですが、◎に関しては方策を実施する主体なる役割、○は方策に

関連する主体なる役割ということを示しています。関連をしないところは「一」で表わしています。

それでは新規の方策ですが、これは先程のマイ食器、マイボトルの利用というのがございますが、これは、1回目の審議会で意見をいただいて資料6に、3番で表現しています。マイ食器、マイボトルの利用、これは、割りばしや紙ガラに代わる、繰り返し使用できるマイ食器、マイボトルを使うことにより、イベントから出る大量のごみを削減することができます。マイ食器、マイボトルを使用して、同じだけの使い捨て容器によるごみが削減されまして、またマイ食器、マイボトルのほうがエネルギー消費量や焼却時のCO₂の発生抑制になると考えております。これの効果ですけど、例をあげているのですが、マイ食器のうち、主にマイ箸を携帯することにより、市民1人当たり割りばし5gと換算いたしまして、毎週末に2本を使うことによって、人口、全ての方が使うと51tになりますよ、ということを表している。そしてマイボトルも同じような形で1本当たり25gと換算しまして、1週間に1本使うことによって127tの削減効果があるであろうということを表しています。

そして②「事業系ごみハンドブック」の発行になります。これは来年度、平成29年度に発行、配布したいと考えております。これにより適正処理ですね、ごみ出しのルールを周知するもので直接的な減量、資源化効果はありません。事業者主に関連すると思うのですが、事業系ごみハンドブックに則したごみ出しルールを周知したいと考えています。

そして③小型家電及び乾電池回収ボックスの設置ということで、これは本庁など公共施設に大体900ぐらいの小型家電ボックスっていうのがあるのですが、不要になったデジタルカメラや電子手帳、ゲーム機等、資源化物として集め回収し、資源化したいと思っています。乾電池やバッテリー等は専門のボックスを設置しまして、リサイクル業者に引き取ってもらうっていうことを考えています。これは周囲のかたには小型家電、電池の回収を率先して利用してもらうということになります。

それと次④ごみの展開検査の実施ですけども、訂正がございまして、環境処理センターでは分別調査っていうのを、以前から行ってまして、これは拡充に当たるであろうということで拡充に変更いたします。これは事業系ごみがセンター内に運ばれてきたときにダンピングボックスっていうのが滑り台みたいもので、ごみピットに入るところなんですけど、そこに鉄板がひかれていまして、それが滑り台上にこう、落ちていくっていうところがあるんですけど、そこにパッカー車が運んで来たごみをバラして、そこに資源化できるごみとか産業廃棄物なんかは受け入れできませんので、ここら辺を調べるという検査です。それとごみがどういう割合で入っているかも調査できると思います。これは市

の役割としてやっていきたいと思っております。

次に拡充、55 ページですけど、マイバッグの利用ってというのが、ここにも前回の審議会でも委員さんから意見が出たんですけど、1 ページ目の3 番ですね、マイボトル、マイバッグ持参運動に協力ということで、拡充に上げております。これは買い物バッグを持参することでレジ袋等の削減を推進するものとなっております。今はコープ神戸さんのほうではご協力をいただいております。次に再生資源集団回収活動の推進ということで、これは資源ごみ、ダンボール、ここに書かれているんですけど、8 品目の集団回収、団体さんに回収していただいて、直接、回収業者が回収するということになっております。これはですね、先程も言ったんですけど、12 ページ、この素案の12 ページ遡っていただいて、集団回収の実績に応じて報奨金がありまして、1,557 万円というので、今後回収団体を増やしていきたいと思っております。今現在は20 世帯以上が団体登録の要件ですが、それを登録しやすいように10 世帯以上など内の内部で検討しています。

次に③スリムリサイクル宣言の店ですが、これが資料5 ですけど、28 年の2 月にアンケートをとったんですけども、登録してもいいですよ、という事業者さんが約300 店舗ございましたので、これに関しては拡充していきたいと思えます。

そして④排出事業者責任の徹底ということで、事業系ごみの持ちこみがあるんですが、産業廃棄物が含まれていることがありますので、責任をもって適正処理を行っていただきたいということで、本市としては事業者にも本方策の周知徹底と事業者に関しては事業活動に伴う、生じる廃棄物は事業者自らの責任において適正処理をしてください、ということ役割としてあげています。

⑤ごみ処理に関する情報の提供ということで、本方策では市が発行する広報あしや等でごみの減量化、再資源化等の情報を提供してごみの減量を周知していきたいというふうに考えております。これに関しましてはホームページや文字データ放送や観光協会フェイスブック等、あとビラを作成してビラ配り等、市の役割として考えております。

次に家庭ごみハンドブック及びごみ収集カレンダーの発行ですが、これも先程お伝えした事業系ごみハンドブックと同様に29 年度作成、発行予定ですけども、今の芦屋市のハンドブックが見にくいということもございまして、リニューアルというか、文字サイズを大きくしたり、誰が見ても分かるような形で考えて作成したいと思っております。これで方策に関しての説明は終わります。

あと、63 ページ。これも、中間処理計画ということで、施設、焼却施設の今後のあり方ですけど、老朽化対策としまして、今後どうなっていくのかということで、3 通り考え方がありますが、まず1 つ目に延命化、2 つ目に更新、

建て替えということですね、3つ目に広域化ということで、今後考えていきたいと思います。以上で資料の説明は終わりたいと思います。

(井上会長)

はい。北村課長ありがとうございました。ただいまの北村課長のご説明に対しましてご質問、あるいはご意見ございましたらですね、挙手していただけますでしょうか。

(吉田委員)

いいでしょうか。

(井上会長)

はい。吉田さん。どうぞ。

(吉田委員)

いま説明された内容の中で、何 t 何 g とかあるんですけど、問題なのはお金ですよ。なんでお金で説明しないのですか。

(事務局 北村)

どこの表現ですか。

(吉田委員)

だから何 g とか、現状何 t とかね。それはなんぼの値段ですかね。金額は。何 t っていうのはなんぼなの。

(事務局 北村)

ごみ減量に関する、何 g っていうのを、例えばみかんの重さに換算するとか、その分を削減してくださいよっていう表現ですか。もしくは、それをお金に換算するということですか。

(吉田委員)

もちろんそうですよ。そうすると分かりやすい。何 g だって言われても分からない。こんなもん、役に立つのか分からへん。あのね、これもらった前の資料見ていたらみんなそうですよね。お金の換算って全然ないよね。何でなんだろうなって。

(事務局 北川)

例えば 47 ページで目標値というのがございます。ここで1人1日当たりのごみ排出量を、囲みの、右のほうの囲みですね。88.5g 減。黄色の。そのとなりに 127.0g 減と 2つの数字が出ているんですね。今回、ごみの量を減らすっていうのは 2つの要素がございます。1つは過去からごみの減量について、いろいろ取り組んでいます。みなさんも意識をもってごみを減らしてくださっています。そういう取り組みの中でごみが過去から減ってきています。その流れで将来もある程度減っていくでしょう。その数字とですね、88.5g というのは、そこに加えて、53 ページ以降ですね、新たにごみの減量のためにマイ食器とかいろいろ、2, 3, 4とか、次のページでは 55 ページ, 56 ページ, 今までからやっていますけど、もう少し拡充してごみの減量をしましょうと。こうやって数ページ続いていますけど、戻っていただいて 47 ページ, これからまだ頑張っていくましようというのが、先程、新規とか拡充でいろんな減量方策がありましたけど、そこを組み合わせることによって 88.5g 減らしましょうという。127g から 88.5g を引いた約 40g ございますね。これは過去からごみが減ってきた流れを将来平成 38 年まで向かうと、自然にと言いますかね、ある程度減っていくでしょう、という数字が 40g で、残りはさらに頑張って 88.5g 合計 127g 減らしましょう。それによって目標を達成しますという、そういう計画になっておりましてですね、53 ページ以降ですね、市民の方、事業者の方、市の取り組みとかそういった形でみなさん頑張っていただいてごみが減ってくるということになってまいります。そういった作りでこのごみの減量というものをやっておりますので、それをお金に換算するっていうことでは、この計画も作っていないし、いま説明しました流れでごみを減らすわけですので、お金に換算するようなものではないということで、このごみの減量という数字を出している、ということになります。

(吉田委員)

全然分からん。言われたことは今さっき言われたことと同じ。

(井上会長)

はい。山中主査。

(事務局 山中)

はい。すいません。その素案の中の 66 ページを見ていただきますと、ここに国の目標として 1つ目にありますのが平成 25 年 5 月に策定したものであるということで、基準年度を 12 年度にしまして、目標年度を 32 年度でそれぞれのそこに書

いてあります3つの目標値っていうのがあるんですけど、その基準年度に対して目標年度まで何%削減しなさいというのがあげられております。その下側にも②としまして廃棄物処理基本処理基本方針ということであげておられまして、67 ページには兵庫県の策定する、削減する目標値をあげておりますので、ここが基準となってこれに向かって芦屋市は削減目標を採用しようということで決められています。これはこの一般廃棄物処理基本計画を策定するときの策定指針というもののの中に載っていますので、これを目指すということが、この基本計画の目標の数値になっておいて、それで設定をしているということです。

そのために、経費的なものについては、この中では示されていないということで、その経費の分についてはここではあげておりません。

(井上会長)

吉田さん。

(吉田委員)

いや、分からへん。

(井上会長)

それをお金に換算するっていうのは難しいのですよ。

(吉田委員)

難しいだろうがね、これ、分かりますよ。国がこういうふうにならぬ%で策定していたら、芦屋市はこれにプラス、お金で100円ですよ、200円ですよって換算して表記すればいいじゃないですか。一番の問題はやっぱりお金なんですよ？税金ですよ。

(事務局 北川)

65 ページに、ごみを減らすということに関しましては、最終的に最終処分埋め立て、海の中に埋立地を作ってそこに燃やした灰を溜めていく。そういう埋立処分場が瀬戸内海の中にあります。ごみを減らさないと処分場をもう1つ、2つ、3つ作らないといけないのですね、絶対ごみは出ますから。それを少しでも遅らすためにも減量するということです。この埋立処分場、1つ作るのに莫大なお金がいります。仮にごみの減量を芦屋市がやることによって、少しでも処分場を作らなくて済む。それをお金に換算しようというのは非常に難しい。これは百を超える団体が埋立地に灰を持ってきておりますし、委員さんおっしゃるようにお金に換算するっていうのは着目点の1つではあるんですけど、難

しいなっているのが現実です。

(井上会長)

いま北川部長がおっしゃっていますのは65ページの例えば、最終処分場、大阪湾フェニックスとか神戸沖に埋め立てるわけですね。そしたら芦屋市がお金を払っているのですね。

それがいくらかかるかっていうのは、出るんですか。埋め立てさしていただくのに。

(山中主査)

処分量では出ますね。

(井上会長)

出ますよね。それを知りたいのですかね。

(吉田委員)

それも含めますけどね。

(井上会長)

ごみを減らすということは、税金のみならず、我々の生活費用も減っていくということですよ。いわゆるごみの3R、はじめにリデュース、リデュースの前に4Rで、リジェクト、拒否する。いらぬ物は買わない、そういうのをやっていくわけです。だからそれらのお金をトータルで出すというのは難しいものがありますね。

(吉田委員)

いまは言えないかもしれないけど努力してほしい。

(井上会長)

少なくとも、埋め立てるのに払っているお金がいくらかというのは出ますから。

(吉田委員)

それから回収ですね。収集の料金とかもある。そういうのを総合して人件費も出るのですか。住民に、あなたが1袋、2袋減らしたら100円、200円減りますといたら分かりやすい。

(井上会長)

北村課長，そういうお金で表現している市町村はありますか。

(事務局 北村)

いや，ないです。

(千田副会長)

「国の方針があって，まずごみを減らします。その方針の下に兵庫県が，基準にそって減らしましょう。芦屋市はさらにその基準にそってごみを減らしましょう。」ということで，この委員会そのものが廃棄物の処理の量を減らすための審議会なので，金銭的なことは大切とは思いますが，この審議会においてはごみ量を減らすほうを主眼に，国も県も市も計画を立てています。

ごみ処理はどうしてもお金がかかるということで，量が減れば自動的にお金も減るだろうと見なしていただくほうがいいのかな，と思います。また，細かい計算は難しいと思います。とりあえず量を減らすということは環境にも優しいし，結局税金もかからないだろうし，埋立処分場がどうしても限りがあるので，それをいかに長く使うかっていうのが，日本全体の方針なので，埋立処分場をどれだけ長持ちさせるかに関しては，ごみの量を減らすという観点で国も県も市もやってらっしゃるので，目標を出せと言われるとやっぱりごみの重さで計画を立てていってらっしゃるのかなとは思いますが。

これは参考意見で，もし処分場であるフェニックスセンターに出す灰で，グラム当たりで出しているのであれば参考までに料金を載せる。資料を見てみると，芦屋市の場合はバグ灰を再利用せず，そのまま持って行ってらっしゃるところがあったので，そのいかに減らすかっていうことが課題だと思います。地面の下のタイルに作り変えているところとか，固めてブロックみたいな，土木系の資材に作り変えるなどの事例が他であります。

(井上会長)

はい。どうぞ。

(事務局 山中)

千田副会長さまが言われる通りでありまして，国，県はどういいますか，たくさん自治体があります。その中でやはり統一的な基準をするということになると，やはりごみ量というのが一番分かりやすい目安になるということになりまして，金額ではないというのは，想像も入って申し訳ないんですけども，各自治体によって焼却の規模が違ったり，その焼却炉で抱えている設備ですね。

たとえば芦屋市では発電装置がないんですけど、他のところでは発電装置があるとか、そういう施設の特有的な部分が違うために建設費が違うとか、維持管理費が違うとかいうことで、そういう費用的な部分の基準というのがですね、統一しにくいところがあるということで、国と県はそういう理由でごみを基準にして減らしましょうということをしていると思います。

(井上会長)

はい。他に何か。

(吉田委員)

私はごみの何%とか何gとかを否定しているわけではないですよ。そこにプラス、芦屋独自で換算をすればいい。すべて統一する必要はありません。

(井上会長)

はい。山中主査。

(事務局 山中)

芦屋の中でもですね、リサイクル法が制定されましたら、例えば壁に貼ってあるような絵になるんですけども、例えば今までなかった缶を選別しましょうとかいうのが増えれば、それで選別をするための施設を建設しないといけない、選別作業がいる。あるいはペットボトルが新たに品目が増えたら施設も建設しないといけない、選別費用もかかるということで、芦屋市の中でもリサイクル法により品目が増えていくと、それでまた費用も増えていくということになりますので、芦屋の中でもですね、一定してそれが基準を定めてっていうのが難しい部分があると思います。

(井上会長)

委員のみなさま、何かご意見、ご質問ありますか。

いちばん簡単なのは、例えばそのフェニックスに灰を埋めさしていただくのに、いくらかかっています。それがどれぐらいですか。

(事務局 山中)

はい。

(井上会長)

どうぞ。

(事務局 山中)

平成 27 年度の数字になりますけど、いま灰を埋め立てている量が、約 5,200t になりまして、処理経費としましては、5,300 万円になります。

(井上会長)

だから 5,200t で 5,300 万円ですか。

(事務局 山中)

はい。

(井上会長)

だから 1t が約 1 万円ですね。

(吉田委員)

そういうことを知りたい。

(事務局 山中)

平成 25 年度の焼却灰の埋立量が、5,759t になりまして、平成 26 年度が 5,228t。平成 27 年度が今申し上げましたように 5,194t ですから、年々減少していつていくということになります。

(井上会長)

ということで、減っています。1t 減れば 1 万円助かるということですね。それを書いたほうがいいと。

(吉田委員)

そうそう。そういうことを表現したらどうですか。

(井上会長)

詳しい計算は難しいですけどね、例えばそういう埋立でいくらかかるかっていうようなことは書けますよね。

(事務局 北川)

単純な埋立費用は出てくるとは思いますけど、それが全てではない。

(井上会長)

全てではない。

(事務局 北川)

1要素としては、これだけ減らせば1万円という数字は出せると思います。ただごみを減らすことによって、具体的にこれだけの利益があるという見せ方をしてほしいということをおっしゃっていると思いますので難しい。

(井上会長)

1つの例として、もし書ける空間があれば、参考までに書いていただいたら吉田さまも納得される、と。こういうことでございますね。

(吉田委員)

そうです。

(井上会長)

そういうことですね。ちょっとお待ちください。そしたら武内さま。

(武内委員)

今の処分料として払っているというのは、非常によく分かるんです。ただね、フェニックス計画というのは、負担金を払わないといけないのですよ。だから実際にはその処分量だけのお金じゃないんですね。だから灰が1トン出ていったら1万円払っているんだ、それだけだと我々安心しますが、他の負担金もあるわけですよ。だから、お金が表に出たら中々難しい面があり、市が困ると思うんですね。例えば、神戸市が払うのは1万円かどうか分かりません。埋立総量に対する神戸市のウェイトなりで払っているわけですから。また、最終処分上が埋立完了しないと、総額が分からない。そういう面がある。

(井上会長)

ありがとうございます。お金を出せば分かりやすいという面はありますね。納得していただける。ですから、吉田さんが言っていたように、あくまで参考資料ですよ。詳しいことは書けませんが、1t減れば約何円減るというようなことをね、参考までに書き加えていただけたらありがたい。そういうことですね。ご検討願えますかね。

(事務局 北村)

出せるかどうかを検討します。

(井上会長)

はい。ありがとうございます。それではですね、今やっておりますのがレジュメの3です。じゃあ委員の方で、この3以外に、何かご質問、ご意見ございますか。

(田中委員)

この資料の中でよろしいですか。

(井上会長)

はい、田中委員。

(田中委員)

例えば47ページの①1人1日当たりのごみ排出量。一点鎖線は実績ですね。27年度までは直線で降りてきている。27年度からの予測は点線ですけど、一気に上がりますね。それから48ページもそうです。②も③もそうですね。一気に点線が上がる。どういうことですか。普通はこの一点鎖線がきたらこの延長でずっと伸ばすんじゃないですか。いや、私の理解力が足りないかもしれませんが。これを見たらそういうふうに、あえて点線を上げてですね、目標値を上げて削減度を多めにとっていると見たんですけどね。ちょっと穿った見方ですか。

(事務局 北村)

これは平成12年度の基準年度がございしますが、ここから平成27年度で、点で結ぶとこういう線になってしまうのですが、ここをピックアップするとこういうなだらかな線になって。

(田中委員)

実績じゃないんですか。

(事務局 北村)

実績ですけど、ここで1本の線でくくってるだけであって、ある程度ポイント、ポイントで押さえていくと。

(田中委員)

もちろんグラフというのは曖昧ですよ。直線できちっと伸びるグラフはないですよ。実績は特に。予想図、予想は直線で伸びますけど。

(事務局 北村)

それはこういう感じですよ。平成 12 年度から平成 27 年度まで。前のこれ 30 ページですけども、ごみの排出量に関しましてはここで線を結ぶとこういう線になってしまいます。

(田中委員)

上のグラフを一点鎖線で。

(事務局 北村)

点で結ぶと 1 本、上がってしまいます。

(田中委員)

そやけど 27 年から何でこんなに急に上がるのか。

(事務局 北村)

ここに関しましては実績を基準としまして、

(井上会長)

ちょっとあの、千田さんが。

(千田副会長)

グラフの書き方がおかしいと思います。破線でいきなり伸ばすのではなくて、平成 12 年から平成 27 年までの 15 年間分がこの短い距離になっているので、単純に結ばないほうが良いと思います。

(井上会長)

平成 12 年から 27 年までの間が、27 年と 38 年と等間隔じゃないんですよ。

(田中委員)

スケールのとり方や。

(井上会長)

スケールが違うんです。

(事務局 北村)

修正を加えます。

(井上会長)

ありがとうございました。そういたしますと、次のパイプラインの話です。いわゆるレジユメの4番パイプライン施設についてです。事務局から説明していただきたいと思います。これは藪田さんお願いします。

(事務局 藪田)

はい。環境施設課の藪田です。よろしく申し上げます。私のほうから「4 報告事項 パイプライン施設について」を報告させていただきます。

まず前回の審議会でご質問のありましたことについてお答えさせていただきたいと思います。4つほどございまして、人口の推移と高齢者の割合、それとごみ量の推移、4つ目に地震についての考え方というのをいただいております。

まず人口の推移につきましては今後の見込みとしましては、地域全体の過去の実績と予測というような、先程の基本計画素案、この中の45ページに地域全体の人口の実績予測というのが書いてございます。平成38年度までこの表がありまして、平成37年度までは微増していく、その後、微減ですね、若干減っているというような予測を市全体ではしております。パイプライン地域と、車収集地域の区分別につきましては別の資料になりますが、A4一枚物の資料7をご覧くださいと思います。

まずこの資料7の「①人口の推計」というところでございますが、左上の小さい表ですけれども、「芦屋市将来推計人口報告書」というところから数字を引っ張ってきております。地域全体では平成27年度人口94,851、平成32、平成37とありまして、平成37年度には96,051人ということで、27から37年度にかけては101.3%の増加というふうに市域全体ではなっております。これを、右の表ですけど、パイプライン地域と車収集地域を表現しようとしたのですけども、この「芦屋市将来推計人口報告書」というのが、車収集とパイプライン収集という地域毎に分けていませんでしたので、概ね分けられるところとしまして、臨港線の以北と以南というところで、車収集とパイプラインの、大雑把にですけど区別してみました。それが右の表ですけども、以北と書いて車収集のところ、こちらの人口が平成27年度には76,605人。一番下、平成30年度には75,625

人と車収集地域では 98.7%と、人口が減少していくというような予測が立っております。その右側の以南、パイプライン地域につきましては人口 18,246 人から平成 37 年度は 20,426 人ということで 111.9%と増加していくと予測しております。さらにその下ですね、芦屋浜と南芦屋浜にさらに分けたんですけども、左側のまず芦屋浜ですけども、人口が 12,797 人から 12,302 人ということで、96.1%減少していきます。南芦屋浜につきましては、5,449 人から 8,124 人ということで、149.1%の増加という形で予測されております。南芦屋浜につきまして、まだ住宅の開発が進んでいるためだと思われれます。

次のご質問いただいておりました高齢者の割合でございます。こちらも今の資料 7 の②をご覧くださいと思います。こちらは 65 歳以上の割合を示している表でございます。まず左側の表が市全体となっております、平成 27 年度には 27.4%、平成 37 年度には 31%ということで、高齢人口の割合としましたら 113.1%増加していく、という予測をしております。先程と同じように臨港線の以北と以南を分けて考えた表が右の表でして、以北につきましては 25.8%から 28.9%。112.0%増えている。以南につきましては 33.1%から 39.1%。118.1%増加していく、というような予測をしております。この以南につきましてまた芦屋浜と南芦屋浜に分けて考えました。それがその下の表ですけども、芦屋浜につきましては 34%が 41%ということで、120.8%という割合で増えていく、というように予測されております。南芦屋浜につきましても 31.5%が 35.4%と。112.4%増加していくという予測が立っております。この増えていく率や割合で見ていきますと、芦屋浜の高齢人口の割合が多いのかな、というように見受けられます。

次にごみの量でございますけども、地域全体の予測というのは、先程の基本計画の素案の 46 ページに戻りますけど、そちらでごみの排出量の予測というのが出ております。過去からの実績と今後の予測を地域全体では立ててはいますが、この中では平成 38 年度にかけて微減、若干減っていくというような予測を立てております。あと地域別に分ける、分けて見た場合ですけども、地域別に予測を立てておりませんので予測については難しいんですけども、過去からの実績値を表にしてみました。資料 7 にお戻りいただきたいんですけども、資料 7 の③ごみ収集量ということで、ごみを集めている収集量、この燃やすごみだけの数字をピックアップしたんですけども、地域全体につきましては平成 22 年度では 18,108t ございました。平成 27 年度では 17,745t ということで増減率につきましては 98.0%という形でいま減ってきております。これを地域別に見ましたのが右側の表でございます。こちら実績値でございますので、車収集とパイプライン収集は明確に分けられております。先程の臨港線の以南、以北とはまたちょっと違います。分けている量ですけども、車収集地域につきましては

平成22年度、15,292t ございました。平成27年度は14,962t ということで、97.8% 減少しております。パイプラインにつきましては平成22年度2,816t ございました。平成27年度には2,783t という形で増減率98.8%となっております。

また同じように、このパイプライン収集地域を芦屋浜と南芦屋浜に分解してみました。下の表ですが、平成22年度には芦屋浜2,359t ございました。平成27年度実績は2,410t ということで、102.2% ということで、ここは増加という形で実績値が出ております。南芦屋浜につきましては、平成22年度457t。平成27年度373t ということで、増減率81.6% ということで、地域全体と比べてもかなりの率で削減が進んでいるというような実績値が出ております。なお、この芦屋浜が増えている要因の1つとしまして、パイプラインの老朽化によりまして穴開きが多発しております。そこから、地下水と思われる水の浸入がありまして、その水を吸っていることもこの増えている要因の1つかな、と考えております。

次に、質問で地震に対する考え方ですけれども、こちら資料にはございませんけれども、パイプラインが今後も継続していくとなった場合につきましては、他の公共施設と同じように基本的には被災してもですね、復旧して使っていくことになると思います。しかし、大規模な地震等で大きく被災した場合、多額の復旧費用が必要になるということですので、その際には再度、継続していくかどうか、という検討になるのかと思います。いま現時点では継続していくかどうかは決まっていますので、潰れたら直すということを行っております。質問は以上です。

次に、前回の審議会で少しお話をさせていただいたんですけれども、パイプラインの検討の進み方、進め方について少し整理をさせていただきたいな、と思っております。今パイプラインを利用しております住民のかたたち、代表のかたたちと話し合いを我々行っております。

第1回目の話し合いということで先日、9月17日の土曜日に住民の代表のかた6名と住民の傍聴者のかたが18名、我々市の担当者4名で話し合いを行いました。内容につきましては、パイプライン施設を運用にするにあたっての課題や、市の検討スケジュール、さらにはそのパイプライン施設の不具合による停止の状況、過去のデータ等を説明させていただいて、話し合いを行います。今後は、月1回程度のペースで会議を開催させていただいて、今いろいろ抱えております課題解決に向けて建設的な話し合いができればな、と思っております。

スケジュール的には住民のかた、代表のかたたちと話し合いを重ねさせていただいて、市としての考えを整理していこうと考えております。そして、この3月には、この審議会のほうに諮問させていただこうと考えております。その後ですね、この審議会で審議を重ねていただきたいと思いますんですけども、いつまでこ

ここで審議するんだ、という話でございますが、期限を切るつもりはないんですけども、できましたら審議会の任期の平成30年の7月末までの任期の中で、何らかの答申をいただけたらな、と考えております。

諮問内容につきましては、今、住民のかたたちと話し合いを行っている段階でございますので、まだ決まっておられませんけども、諮問をさせていただくまでの間、この3月までの間で、この審議会においても、このパイプライン施設について理解を深めていただけたらな、と思っております。本日この後の、施設見学でもパイプラインを見ていただいでですね、みなさまのご理解が少しでも深まればな、と思っております。私からの報告は以上でございます。

(井上会長)

藪田主幹、どうもありがとうございました。ただ今の藪田主幹のご報告に関しまして、何かご質問とかご意見ございましたらお願い致します。

(吉田委員)

いいですか。

(井上会長)

はい。吉田委員。

(吉田委員)

この南芦屋浜ですけど、増減率80%、いちばん最後のところの表ですけど、これは人口が増えているということで、今後パイプラインを使ってないところが増えるってということですかね。人口が増えたらごみは増えるだろうっていう気がします。だとしたら、量がほぼ一定になるんじゃないかな、という。何でこんなに下がるんだろう。

(事務局 藪田)

南芦屋浜のごみの量ですね。増減率ですけども、私が手元に持っている数字で話をさせていただきますと、平成22年度、南芦屋浜のパイプライン利用されているかたの人口が、22年度が2,997人、27年度が3,059人。この間、若干パイプラインをお使いの方が増えています。しかし、ごみの量は減っている。ということで、ごみの分別やごみの減量化で努力していただけてる結果だと思えます。

(吉田委員)

20%も？

(事務局 藪田)

大きいです。

(吉田委員)

大きいです。

(事務局 藪田)

実際この数字が出てきております。

(吉田委員)

すごいな。

(事務局 藪田)

これは燃やすごみだけですけど、南芦屋浜のかた、1人1日当たりのごみ排出量、22年度は417g、27年度は334g。これは非常に少ない数字でございまして、芦屋市全体で話さしてもらいますと、22年度、1人当たりですね、519g、27年度は503g。芦屋市全域から見ますと南芦屋浜の住民の方は非常にごみの排出量少ないという実績が出ております。

(吉田委員)

原因は？

(事務局 藪田)

結果からしますと、非常に頑張っていたらいい結果になるのかなと思います。

(吉田委員)

同じことをやれば芦屋市全域が減る。

(井上会長)

その理由は調査されていないですね。パイプラインを使われているところは減っている。車収集されているところは調査されていないんですね。

(事務局 藪田)

そうですね。南芦屋浜のパイプラインで集めたごみですが、分析を頻繁にかけていないので、はっきりとは言えないんですけども、管の中で空気の力でごみを引っ張ってくるんですけども、若干水分がとんでいるんですね。ですので、全体と比べると、市域全体と比べると若干は軽くなるのは分かるんですけども、ここまで落ちるのかな、とはちょっと思います。

(井上会長)

ほかの方、ご意見あったら。

(山本委員)

よろしいですか。

(井上会長)

はい。どうぞ。

(山本委員)

先程のパイプラインの計画の件ですけども、基本計画の63ページにある中間処理計画、かなりリンクしていると考えているんですが。

(事務局 藪田)

基本計画の63ページ。中間処理計画につきましては、焼却施設の計画を載せております。パイプラインにつきましては1つ前のページ。

(山本委員)

ごめんなさい。質問の仕方が悪かったのかな。要は中間処理施設に運ぶ場合のパイプラインについて、ということは、今後この中間処理計画で延命化する、あるいは更新する、または3番目広域化するっていうことで、今後のやり方っていうのはケースに分けて考えていけば、色んな考え方ができるかな、と思うんですけども、このパイプラインの計画っていうのは、やっぱりリンクした話じゃないのかなという質問なんですけど。

(事務局 藪田)

設備的には直接つながっていませんので、切り分けて考えることもできます。ただ廃棄物処理施設として、ここにあるべきかどうかという話になりますと、トータル、ひっくるめた話になってくるのかな、と思います。今のところまだ

そんなに深くリンクして考えているわけではありません。

(山本委員)

先程のスケジュールを含めても分ける、と。それでよろしいですか。

(事務局 藪田)

はい。別で考えております。

(井上会長)

はい。他に何かございましたら。

(武内委員)

はい。

(井上会長)

はい。武内さん。

(武内委員)

資料7のところで質問なんですけど、先程からお話してる埋立地で、以南でパイプラインと、それから以北、車収集とあるんですけど、あくまで南芦屋浜で車収集をやっているところは、このパイプラインには入っていないという解釈でいいですね。

(事務局 藪田)

①②につきましては、人口の推計と高齢者人口割合ですね、こちらにつきましては芦屋市将来推計人口報告書から数字をひっばってきておりまして、こちらが小学校区別でしか、数字があがってきておりません。臨港線以南はパイプラインとしているんですけど、車収集の地域もここにはちょっと含まれております。分けることができなかつたもので、このように表現させていただいております。

(武内委員)

追加で2番以下ですね、表の場合に以南パイプラインと書いてある。そのパイプラインの中には車収集のエリアは入っていないんですね。

(事務局 藪田)

いや，入っております。

(武内委員)

そうなんですか。

(事務局 藪田)

以南の車収集，臨港線以南でもですね，一部車収集の地域ございまして，そこらは入っております。ちょっと分けることができなかつたので，今回このように仮定させてもらって数字を出しております。

(井上会長)

以南のパイプラインをしているところと，車収集をしているところ，どれぐらいの割合なのですか。その以南，括弧してパイプラインと書いてあるところですね。車収集も入っているということなんですよ。割合ってどれぐらいですか。ほとんどパイプラインですか。9割以上はパイプラインですか。

(事務局 藪田)

もう少し車収集の範囲が大きいか，と思いますが，すいません。今細かい数字を持っておりませんので。

(井上会長)

だからまあ，2：8ぐらいで，車が2でパイプラインが8ぐらいかな。

(事務局 山中)

すいません。

(井上会長)

はい。どうぞ。

(事務局 山中)

割合，人口は分かりませんが，ここに芦屋市の地図がありまして，この黒いところから上が車収集になっていまして，この黒いところから下がパイプライン収集になります。それで今言われています車収集につきましてはこの「松韻の街」は車収集になっておりまして，南芦屋浜はここがパイプライン収集地域になっておりまして，この塗っていますところが車収集になっております。

地域的にはこういうことになります。

(井上会長)

結構広いんですね。車収集の地域。

(大永委員)

広いですけど、戸建なんです。

(井上会長)

ああ、戸建ですか。

(大永委員)

中層クラスの建物が南芦屋浜でもパイプライン地域ではなくて、そんなに比率として高くない。

(井上会長)

ああ、なるほど。人口比でいけば。

(大永委員)

人口比でいくとそんなに。

(井上会長)

そういうことだそうです、武内さん、よろしいですか。

(武内委員)

はい。

(井上会長)

他に何かご質問ございますかね。今このパイプラインについては、大永さん等パイプライン使っておられます方々と市が話し合っているわけです。だから話し合った結果をまた委員会に持ってきていただいて、ここでも話をして、それでどうするかという基本的な方針を、今年度いっぱい出そうというお話でございますね。精力的に月1回、まだ1回しかやっていないとおっしゃいましたけど、月1回のペースで話し合っていくと。

今、委員の方でその話し合いに参加されてるかたは、どのぐらいおられるんですか。あ、3人ですね。大永さんと田中さんと吉田さん。そちらで話し合い

を続けていただきまして、ある程度煮詰まったところで、委員会へ持ってきていただくという流れになるわけですね。はい。みなさま、よろしいでしょうか。

(樋口委員)

すいません。

(井上会長)

はい。どうぞ。

(樋口委員)

前も言いましたけど、本当に判断に困るというか、自分が住んでいるところがこういう状況でないの。やはり参考にするためにも、こういう数字をもうちょっと細かく分けて作っていただければと思います。すぐじゃなくて結構です。イエス、ノーを判断できるかどうかというのは別にしまして、お話し合いと並行して我々にはこういう数字を出していただいたほうが、考えられると思いますので。今回はありがとうございます。

(事務局 藪田)

はい。わかりました。

(井上会長)

よろしく願いいたします。

そういたしますと、施設見学に移らせていただきたいと思います。一般に傍聴されている方は。

(事務局 東山)

ご案内いたします。

(井上会長)

よろしく願いします。

(事務局 東山)

次回3回目の審議会につきましては、11月11日、金曜日、午後2時半から2時間を予定してございます。場所は市役所の本庁舎でございます。以上でございます。

－施設見学－